

島田市市民活動センター中間支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和7年1月

島田市地域生活部市民協働課

1 趣旨

この要項は、島田市市民活動センター中間支援業務委託（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

島田市市民活動センター中間支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市市民活動センター中間支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 予算額

2,877,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当課

〒427-8501

島田市中心部1番の1

島田市 地域生活部 市民協働課 協働推進担当

TEL 0547-36-7402

FAX 0547-37-8200

E-mail shiminkyodo@city.shimada.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和7年1月6日（月） |
| (2) 質問の締切 | 令和7年1月14日（火） |
| (3) 質問への回答 | 令和7年1月17日（金） |
| (4) 応募締切（応募書類の提出期限） | 令和7年1月24日（金） |
| (5) 選定会の実施 | 令和7年2月5日（水） |
| (6) 選定結果の公表 | 令和7年2月14日（金） |
| (7) 契約の締結 | 令和7年3月25日（火）※予定 |

5 応募手続

(1) 募集の実施

島田市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は、令和7年1月6日（月）から令和7年1月24日（金）までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ① 質問しようとする者は、質問書（様式1）に必要事項を記入して、担当課にEメールにて提出する。

- ② 質問の受付期間は、令和7年1月6日（月）午前8時30分から令和7年1月14日（火）午後5時15分までとする。
- ③ 質問に対する回答は、令和7年1月17日（金）から島田市ホームページにて公表する。

(3) 応募書類等の受付

応募者は、次のとおり応募書類及び提案書を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ① 受付期間 令和7年1月6日（月）から令和7年1月24日（金）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 島田市 地域生活部 市民協働課 協働推進担当
島田市役所本庁舎1階
- ④ 提出方法 島田市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、市民協働課協働推進担当に直接持参すること。なお、提出した書類は返却しない。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- ⑤ 提出書類 別紙1のとおりとする。
- ⑥ 提出部数 6部

(4) 選定会

- ① 実施日時等
令和7年2月5日（水）に行う。なお、時間及び場所については、後日応募者に通知する。
- ② 出席者
出席者は4名以内とする。
- ③ 選考会の内容
提案書の内容に関する説明25分以内（モニターの使用も可）、質疑応答25分程度の計50分を予定する。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者であること。（業務委託の業種のその他）
- (3) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、島田市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中ではないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申し立てがされていない者及び開始命令がされていない者であること。
- (7) 国税、地方税、社会保険料等の公租公課を完納していること。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は次の4名で構成する。

委員長	地域生活部長
副委員長	地域生活部市民協働課長
委員	産業経済部商工課の職員
委員	教育部社会教育課の職員

(2) 審査

選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、提出された提案書及び選考会の内容等について、別紙2-1「審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。（評価項目ごとに評価点数を合算し、委員数で序した点数（小数点以下2桁未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、平均評価点について1点台の項目がある場合は、候補者となることができない。（委員個々の評価内容ごとの評価点数に1点の点数がある場合であっても、委員全員による平均評価点数が1点台を上回れば、選定可能）また、評価点数について、満点は75点とするが、応募事業者が1者の場合は、審査の評価基準中「4.業務見積額」（配点5点）の比較対象が無いため、同項目の配点を行わず、満点は70点とする。）

ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積金額の安価な応募者を受託予定者として選定する。金額も同額の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。尚、応募者が1者のみの場合も選定会を実施し、評価を行う。

(3) 選定結果の通知公表

- ① 選定の結果については、審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を島田市ホームページで公表する。
- ② 審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ③ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 契約協議及び契約

- ① 市は、審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは予算の範囲内で速やかに契約を行うものとする。
- ② 前項において、協議が整わない場合、市は審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- ③ 本件において予算案件等が議会で承認されないこと等により、事業を実施することができなくなった場合には、契約を締結できない場合がある。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者が負うものとする。

提出書類

別紙 1

大項目	項目	内容説明	様式
	質問書	様式に従って作成してください。	様式 1
	参加申込書	様式に従って作成してください。	様式 2
	提案表紙	様式に従って作成してください。	様式 3
応募者の概要 及び実績	①応募者の概要	団体概要を御用意ください。あわせて、貴社（団体）の社員数（会員数）及び資格者等について記載してください。	自由 A 4 版 2 枚以内
	②応募者の主要業務 実績	市民活動についての業務実績を様式に従い記入してください。	様式4-1
提案書	①中間支援業務の 実施方針について	受託した場合の中間支援業務の実施方針を様式に従い具体的に記載してください。	様式5-1
	②業務運営組織体制	受託者の業務運営組織について様式に従い具体的に記載してください。	
	③企画内容について	受託した場合の事業計画を様式に従い具体的に記載してください。	
	④配置予定職員の 状況	受託者の職員について、様式に従い具体的に記載してください。	別表
	見積書	運営業務の見積書を記載してください。	自由 A 4 版 1 枚以内
	積算内訳書	見積書の積算内訳を記載してください。	自由 A 4 版 1 枚以内

審査の評価基準

別紙2-1

評価項目		配点	判断基準
1. 中間支援業務の実施方針について		10	中間支援業務の趣旨をよく理解し、受託にあたっての明確な考え方が示されているか
			受託業務に対して責任を持って遂行していく意欲を有しているか
2. 業務運営組織体制		15	業務運営が、円滑に遂行できる組織となっているか
			適切な職員配置となっているか
			本業務を遂行するにあたり、各職員が十分な経験を有しているか
3. 企画内容について	①市民活動情報の収集及び提供	5	情報の収集及び提供の方法は適切かつ効率的なものか
	②相談業務	10	市民活動に関する様々な相談業務を適切に行う計画がされているか
			様々な相談業務に対応する十分な知識を有しているか
	③交流・連携・啓発事業	15	企画は適切に実施されるものとなっているか
			団体同士の交流・連携が効果的に促進される事業が計画されているか
			市民や団体等の市民活動に関するマッチングが効果的に促進される事業が計画されているか
	④育成業務	10	企画は適切に実施されるものとなっているか
			効果的な育成事業が計画されているか
	⑤その他の業務	5	指定管理者との連携や、利用者ニーズ及び業務改善につながる業務は適切に行われるか
小計		70	

※評価点 5：特に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

評価項目	配点	判断基準
4. 業務見積額	5	税込参考見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価点を換算する $X = \text{委託料上限額}$ $Y = \text{最低見積額}$ $Z = \text{評価対象見積額}$ 【Zの評価点数】 $5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$ ※小数点第3位を四捨五入

満点 75点